

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（事業用大規模建築物）

第4条 条例第20条に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

（事業用大規模建築物の所有者の減量計画の作成及び提出）

第5条 条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画の作成及び提出は、毎年5月31日までに、事業用大規模建築物減量計画書（第4号様式）により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

2 前項の提出は、廃棄物の種類ごとの発生量、処理の方法等の明細及び従業員の人数その他の事業の状況に関する事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

（廃棄物管理責任者の選任及び届出）

第6条 条例第22条第1項の規定による選任は、事業用大規模建築物（条例第20条に規定する事業用大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者が、当該事業用大規模建築物の全部又は一部が事業の用に供された日から30日以内に、当該事業用大規模建築物の管理について責任を有する者のうちから行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規定による届出は、同項の規定による選任の日から10日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第5号様式）により行わなければならない。

3 条例第22条第2項の規定による届出は、廃棄物管理責任者の変更後速やかに、廃棄物管理責任者変更届（第6号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物建築主）

第7条 条例第24条第1項に規定する事業用大規模建築物建築主は、同項に規定する新築等をしようとする者で、当該新築等により生じ、又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとする。

（事業用大規模建築物の新築等をしようとする者の減量計画の作成及び提出並びに事業系廃棄物の保管場所の設置の届出）

第8条 条例第24条第1項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出並びに条例第25条第3項の規定による届出は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届（第7号様式）により行わなければならない。

2 前項の提出又は届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業用大規模建築物の付近見取図及び各階平面図

(2) 条例第25条第1項に規定する保管場所に係る位置図、平面図及び立面図